

愛知県介護テクノロジー定着支援事業について

1 事業内容

<介護ロボット等の導入支援>

(1) 補助対象

(ア) 介護ロボット

使用目的が、日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであり、その機能が、「センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う」一連の要件を満たすロボット。

(イ) その他

(ア)によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上に繋がる以下の機器。

- ・床走行式リフト
- ・一括で調理支援を行う機器
- ・加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車
- ・バイタル情報等を基に職員へ通知を行うシステム
- ・特殊浴槽

(2) 補助上限額

介護ロボットの種別に応じて、1台あたり下表のとおり。

種別	補助上限額
移乗介護、入浴支援、その他	1,000 千円/台
上記以外の介護ロボット	300 千円/台

<ICT等の導入支援>

(1) 補助対象

- ・記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しないこと）で行うことが可能となっている介護ソフト
- ・タブレット情報端末
- ・Wi-Fi環境を整備するための通信環境機器等
- ・保守経費等
- ・その他（バックオフィス業務の効率化を図るソフトウェア導入経費等）

(2) 補助上限額

職員数に応じて、1事業所あたり下表のとおり。

職員数	補助上限額
1名以上10名以下	1,000 千円/事業所
11名以上20名以下	1,600 千円/事業所
21名以上30名以下	2,000 千円/事業所
31名以上	2,600 千円/事業所

<介護テクノロジーのパッケージ型導入支援>

(1) 補助対象

(ア) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

<介護ロボット等の導入支援>、<ICT等の導入支援>で定める補助対象に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる場合の経費。

(イ) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための以下の経費。

- ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費
- ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム
- ・介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

(2) 補助上限額

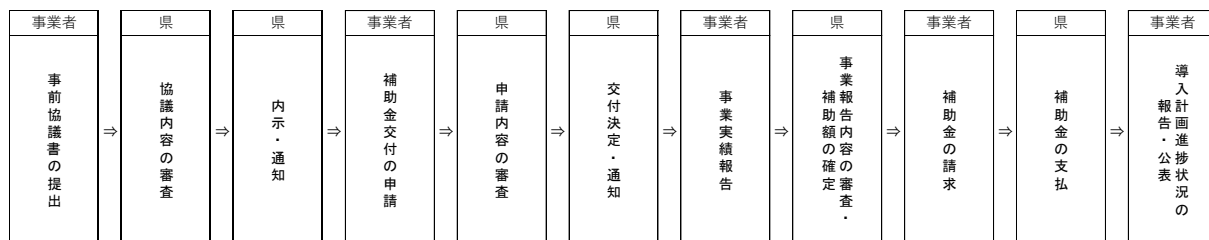
1事業所あたり、10,000千円

2 補助率

いずれの事業も4/5

3 申請手続等

介護テクノロジー機器等の導入を希望する事業者は、1法人当たり2事業所までを限度に、申請の事前協議を行う。県は協議内容を審査し、対象となる事業所に対して内示を行う。事業者は内示を受けた事業所・施設等について補助金交付の申請を行い、県は申請内容を審査し補助を行う。



4 事前協議書募集期間

令和6年8月21日（水）から令和6年9月24日（火）まで

※補助金交付の申請書の提出期限は、内示の際にお知らせします。

なお、内示前に導入した機器等は補助対象外となりますのでご注意ください。

担当：愛知県福祉局高齢福祉課

介護保険指導第二グループ

電話：052-954-6861（ダイヤルイン）